

特殊法人等の役職員の給与等の水準(平成 22 年度)[概要]

平成 23 年9月2日

- 内閣官房行政改革推進室において、特殊法人等(9法人^{注1})の役職員の給与水準等について、各法人及び主務大臣の公表結果(平成 22 年度分(平成 23 年6月 30 日までに公表))を取りまとめ、公表するものです。
- 特殊法人等については、総人件費改革の一環として、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)において、国家公務員に準じて平成 18 年度以降5年間で5%以上の人員の純減又は人件費の削減を基本とする取組を行うこととされているとともに、法人の透明性を一層高める観点から、各法人及び主務大臣はその給与水準について国家公務員との比較を公表することとされています。

注1: 沖縄振興開発金融公庫、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、日本銀行、株式会社日本政策金融公庫、放送大学学園、日本年金機構、日本中央競馬会、農水産業協同組合貯金保険機構の9法人。

1. 職員の給与水準

- ・給与水準公表対象となった9法人のうち、機構より定額の人件費を出向者の出身銀行へ支払う形態となっている銀行等保有株式取得機構、平成 22 年 1 月設立の日本年金機構を除いた7法人中、5法人において前年度より対国家公務員指数が低下している(事務・技術職員)。
- ・事務・技術職員の対国家公務員指数(年齢勘案)は前年度比で△1.3。

	平均年間給与額	対国家公務員指数 (年齢勘案)			対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)		
		22 年度 (千円)	21 年度	22 年度	対前年度差	21 年度	22 年度
事務・技術職員	7,899	130.6	129.3	△1.3	125.9	124.8	△1.1
研究職員	11,541	141.9	137.8	△4.1	150.1	150.1	0.0

- (注)1 対国家公務員指数は、7法人を1つの法人とみなして総合的に国家公務員と比較した指数を記載している。
2 平均年間給与額は、対国家公務員指数算出対象となった職員の年間給与総額を全対象職員数で除した数値である。

2. 常勤役員の報酬の支給状況(平均)

法人の長、理事、監事の平均報酬は、前年度比でそれぞれ減少している。

	21年度 (千円)	22年度 (千円)	対前年度差 (千円)	対前年度比 (%)
法人の長	23,163	20,994	△2,169	△9.4
理事	18,880	18,734	△146	△0.8
監事	15,281	15,098	△183	△1.2

- (注) 給与水準公表対象となった9法人のうち、常勤役員が存在しない銀行等保有株式取得機構、平成 21 年度途中で設立された日本年金機構を除いた7法人の支給総額を役員数で除した数値を記載している。

3. 総人件費改革の取組

行革推進法に基づき、各法人は平成 18 年度以降 5 年間で 5 %以上の人件費削減を基本としており、これまでの 5 年間の取組をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して、人件費の削減を行う 2 法人においては合計約 9.3 億円減(△21.5%)、人員数の削減を行う 5 法人(株式会社日本政策金融公庫を除く。)においては合計 425 人減(△5.6%)となった。

- (注) 株式会社日本政策金融公庫については、「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日閣議決定)を受けて、経済危機対応業務に支障を来たすことがないよう業務を着実に実現する必要があるため、経済危機対策が時限的な措置であることを踏まえ、当面の間、人員の水準を確保(必要最小限度の 110 名)することとし、経済危機対応業務が終了する平成 25 年度末までに、当初設定した総人件費改革の削減目標を実現することとしている。